

## 東よか干潟ビジターセンター物販事業者募集要項

### 1 目的

国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された東よか干潟の価値や魅力を発信する東よか干潟ビジターセンター（愛称：ひがさす）が令和2年10月に開館します。

市内外からの来館者の満足度を向上させるため、地場産品等の販売及び来館者の案内を行う事業者等を募集します。

### 2 施設概要

(1) 名称

東よか干潟ビジターセンター（愛称：ひがさす）

(2) 所在地

佐賀市東与賀町大字田中2757番地4（干潟よか公園西側）

(3) コンセプト

東よか干潟の自然環境を保全し、その価値や魅力を未来につなげる。

(4) 開館予定日

令和2年10月中

(5) 建物概要

区分	構造	延床面積	主な構成施設
展示棟	木造（1階）	約659㎡	交流スペース、展示スペース、レクチャールーム
展望棟	鉄骨造（2階）	100㎡	展望回廊

(6) 施設機能

【展示棟】

○交流スペース

渡り鳥や干潟の生き物に関する旬の情報を発信し、佐賀海苔などの地元産品やグッズの販売を行います。

○展示スペース

季節や天候を問わず、映像や音声、模型などで東よか干潟の価値や魅力を体感することができます。

○レクチャールーム

東よか干潟の未来を創造するためのワークショップ、子どもたちの環境学習、講演、研究発表など各種活動の拠点となります。

【展望棟】

地上13mの高さから有明海や佐賀平野の田園風景を360度見渡せます。

(7) 開館時間

午前9時から午後5時まで

※イベント開催時は変更の場合あり

(8) 休館日

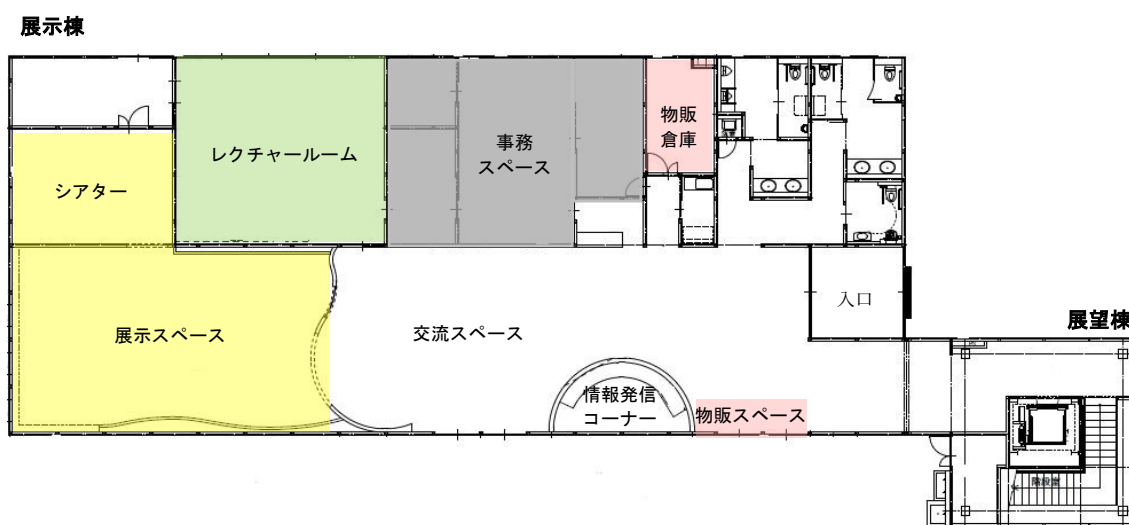
月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

※イベント開催時は変更の場合あり

(9) 来館者数

目標：年間10万人（干潟よか公園の来園者数：年間約30万人）

(10) 施設案内図



### 3 物販及び来館者案内の概要

(1) 物販

- ・物販スペースに商品を展示し、情報発信コーナーで会計を行います。
- ・佐賀市産品及び東よか干潟に関連するものを中心とした商品展開とし、佐賀市と連携しながら物販事業を行うものとします。
- ・物販什器（棚）及びレジスターは佐賀市が設置します。

(2) 来館者案内

- ・情報発信コーナーに常駐し、東よか干潟ビジターセンター職員と連携を図り、来館者の案内を行います。

### 4 営業条件

(1) 営業主体

第三者に委託することなく、申込者自らが経営すること

(2) 使用範囲

展示棟 1 階の物販スペース (11.4 m<sup>2</sup>以内) 及び物販倉庫 (13.16 m<sup>2</sup>以内) とし、佐賀市と協議の上使用範囲を決定します。

(3) 使用許可の期間

使用開始日から令和 3 年 3 月 31 日までとします。ただし、1 年ごとに継続して更新できるものとします。なお、営業の準備に要する期間は使用期間に含むものとします。

(4) 許可条件

使用期間中であっても使用料の滞納があった場合及び営業条件等に違反があった場合は、許可を取り消すこととします。

(5) 使用料

使用面積に応じた行政財産目的外使用料 (1 ヶ月あたり 3,934 円/m<sup>2</sup>) を納入すること。ただし、当該使用が佐賀市の事務事業の円滑な執行に寄与すると認められる場合、使用料を減免する場合があります。

(6) 営業にかかる経費

通信費、消耗品費、その他営業に要する経費 (使用場所の清掃等) については出店者が負担すること。

(7) 使用開始日

令和 2 年 10 月 1 日 (木) 以降

(8) 営業日及び営業時間

原則として東よか干潟ビジターセンターの開館日及び開館時間に準ずるものとします。

(9) 環境への配慮

使い捨てプラスチック製品を極力使用しない等環境に配慮した営業活動を行うこと。

## 5 応募資格要件

次の各要件をすべて満たす場合に応募できるものとします。

- (1) 佐賀市内に本店を有する法人、佐賀市内に所在地を有する団体または佐賀市内に住所を有する個人事業主であること
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 公募開始日から企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること
- (4) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (5) 公募開始日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生

法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立てが行われた者でないこと

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 6 参加方法

本要項に基づき審査に参加する者は、参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式第1号）

(2) 提出先

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市環境部環境政策課

(3) 提出方法

持参または書留扱いの郵送にて提出すること。持参する場合は、本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までとします。

なお、本市は郵送中の事故等に伴う損害に関しては一切責任を負わないものとします。

(4) 提出期限

令和2年8月14日（金）午後5時

## 7 現地説明会

参加表明者を対象に現地説明会を開催します。

(1) 日時

令和2年8月17日（月）午後2時～

(2) 場所

東よか干潟ビジターセンター（佐賀市東与賀町大字田中2757番地4）

## 8 質問及び回答

(1) 質問

①質問書提出期限

令和2年8月18日（火）午後5時（必着）

②提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。また、電話にて受信確認をすること。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和2年8月19日（水）に全参加表明者に電子メールで送付します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

## 9 応募書類

(1) 事業概要及び実績書（様式第3号）

(2) 企画提案書（様式第4号）

(3) 添付書類

<法人>

①法人登記事項証明書

②定款

③直近2ヶ年分の損益計算書及び貸借対照表

④市税の完納証明書

<団体>

①代表者の住民票

②規約

③直近2ヶ年分の損益計算書及び貸借対照表

④市税の完納証明書

<個人事業主>

①住民票

②直近2ヶ年分の損益計算書及び貸借対照表

③市税の完納証明書

## 10 審査

(1) 選定委員会

東よか干潟ビジターセンター物販事業者選定委員会による審査を行います。

(2) 審査方法

提出された書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

**1 1 スケジュール**

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| (1) 参加表明書提出締切   | 令和2年8月14日(金) 午後5時(必着) |
| (2) 現地説明会       | 令和2年8月17日(月) 午後2時～    |
| (3) 質問書提出締切     | 令和2年8月18日(火) 午後5時(必着) |
| (4) 質問回答期限      | 令和2年8月19日(水)          |
| (5) 応募書類提出締切    | 令和2年8月21日(金) 午後5時(必着) |
| (6) プレゼンテーション審査 | 令和2年8月25日(火) 予定       |
| (7) 審査結果通知      | 令和2年8月27日(木) 予定       |

**1 2 問い合わせ・応募先**

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市環境部環境政策課自然環境係(佐賀市役所本庁1階)

電話：0952-40-7202 FAX：0952-26-5901

E-mail：kankyoseisaku@city.saga.lg.jp